

令和 8 年 8 月

狛江市議会第 3 回定例会提出議案

提 出 議 案

	参
1 議案第31号 令和8年度狛江市一般会計補正予算（第3号）	-4-
2 議案第32号 令和8年度狛江市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	-25-
3 議案第33号 令和8年度狛江市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	-35-
4 議案第34号 令和8年度狛江市介護保険特別会計補正予算（第1号）	-46-
5 議案第35号 狛江市印鑑条例の一部を改正する条例	-56-
6 議案第36号 社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	-59-
7 議案第37号 狛江市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	-69-
8 議案第38号 狛江市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	-71-
9 議案第39号 狛江市下水道条例の一部を改正する条例	-73-
10 認定第1号 令和7年度狛江市一般会計決算の認定について	-74-

11	認定第2号	令和7年度狛江市国民健康保険特別会計決算の認定について	-75-
12	認定第3号	令和7年度狛江市後期高齢者医療特別会計決算の認定について	-76-
13	認定第4号	令和7年度狛江市介護保険特別会計決算の認定について	-77-
14	認定第5号	令和7年度狛江市駐車場事業特別会計決算の認定について	-78-
15	認定第6号	令和7年度狛江市下水道事業会計利益剰余金の処分及び決算の認定について	-79-

議案第 31 号

令和 8 年度狛江市一般会計補正予算（第 3 号）

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 8 月 26 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

一般会計予算を補正する必要があるため。

議案第31号別紙

令和8年度

狛江市一般会計補正予算(第3号)

令和 8 年度狛江市一般会計補正予算（第 3 号）

令和 8 年度狛江市の一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1, 6 6 5, 0 7 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 1, 2 9 0, 9 8 1 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の変更は、「第二表 債務負担行為補正」による。

令和 8 年 8 月 2 6 日 提出

狛 江 市 長

松 原 俊 雄

第一表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額(千円)	補 正 額(千円)	計 (千円)
10. 地 方 特 例 交 付 金		114,404	△7,888	106,516
	1. 地 方 特 例 交 付 金	114,404	△7,888	106,516
11. 地 方 交 付 税		2,620,000	318,415	2,938,415
	1. 地 方 交 付 税	2,620,000	318,415	2,938,415
15. 国 庫 支 出 金		7,395,217	3,327	7,398,544
	2. 国 庫 補 助 金	1,341,365	2,205	1,343,570
	3. 委 託 金	20,499	1,122	21,621
16. 都 支 出 金		7,107,177	22,222	7,129,399
	2. 都 補 助 金	4,955,585	22,222	4,977,807
19. 繰 入 金		1,567,112	△95,047	1,472,065
	1. 繰 入 金	1,567,112	△95,047	1,472,065
20. 繰 越 金		398,612	1,424,041	1,822,653
	1. 繰 越 金	398,612	1,424,041	1,822,653
歳 入	合 計	39,625,911	1,665,070	41,290,981

歳 出

款	項	補正前の額(千円)	補 正 額(千円)	計(千円)
2. 総 務 費		3,736,005	1,112,092	4,848,097
	1. 総 務 管 理 費	2,909,329	1,112,092	4,021,421
3. 民 生 費		19,874,778	6,772	19,881,550
	1. 社 会 福 祉 費	7,202,866	6,772	7,209,638
4. 衛 生 費		2,867,178	71,266	2,938,444
	1. 保 健 衛 生 費	1,188,974	274	1,189,248
	2. 清 掃 費	1,678,204	70,992	1,749,196
6. 農 業 費		55,891	1,451	57,342
	1. 農 業 費	55,891	1,451	57,342
8. 土 木 費		2,622,556	240,000	2,862,556
	4. 都 市 計 画 費	2,153,672	240,000	2,393,672
9. 消 防 費		1,316,367	634	1,317,001
	1. 消 防 費	1,316,367	634	1,317,001
10. 教 育 費		6,972,530	13,524	6,986,054
	1. 教 育 総 務 費	782,905	5,805	788,710
	5. 社 会 教 育 費	2,346,283	7,719	2,354,002
11. 公 債 費		1,568,063	21,196	1,589,259
	1. 公 債 費	1,568,063	21,196	1,589,259
12. 諸 支 出 金		8,213	191,796	200,009
	1. 基 金 費	8,213	191,796	200,009
13. 予 備 費		30,000	6,339	36,339
	1. 予 備 費	30,000	6,339	36,339
歳 出	合 計	39,625,911	1,665,070	41,290,981

第二表 債務負担行為補正

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
生 活 困 窮 者 自 立 相 談 支 援 事 業 等 業 務			令和9年度	6 1, 9 6 8 千円

狛 江 市 一 般 会 計 補 正 予 算 (第 3 号)

歳 入 歳 出 予 算 事 項 別 明 細 書

1. 総 括
(歳 入)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
10. 地 方 特 例 交 付 金	114,404	△7,888	106,516
11. 地 方 交 付 税	2,620,000	318,415	2,938,415
15. 国 庫 支 出 金	7,395,217	3,327	7,398,544
16. 都 支 出 金	7,107,177	22,222	7,129,399
19. 繰 入 金	1,567,112	△95,047	1,472,065
20. 繰 越 金	398,612	1,424,041	1,822,653
歳 入 合 計	39,625,911	1,665,070	41,290,981

(歳 出)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳					
				特 定 財 源				一 般 財 源	
				国 支 出 金	都 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
2. 総 務 費	3,736,005	1,112,092	4,848,097	0	0	0	0	1,112,092	
3. 民 生 費	19,874,778	6,772	19,881,550	3,327	1,310	0	0	2,135	
4. 衛 生 費	2,867,178	71,266	2,938,444	0	137	0	0	71,129	
6. 農 業 費	55,891	1,451	57,342	0	1,243	0	0	208	
8. 土 木 費	2,622,556	240,000	2,862,556	0	0	0	0	240,000	
9. 消 防 費	1,316,367	634	1,317,001	0	422	0	0	212	
10. 教 育 費	6,972,530	13,524	6,986,054	0	0	0	0	13,524	
11. 公 債 費	1,568,063	21,196	1,589,259	0	0	0	0	21,196	
12. 諸 支 出 金	8,213	191,796	200,009	0	0	0	0	191,796	
13. 予 備 費	30,000	6,339	36,339	0	0	0	0	6,339	
歳 出 合 計	39,625,911	1,665,070	41,290,981	3,327	3,112	0	0	1,658,631	

2. 歳 入

(款) 10. 地方特例交付金

(項) 1. 地方特例交付金

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 地方特例交付金	千円 114,404	千円 △7,888	千円 106,516	1. 地 方 特 例 交 付 金	千円 △7,888	千円 1. 個人住民税減収補てん特例交付金 △2,914 2. 自動車税減収補てん特例交付金（環境性能割分） △4,670 3. 軽自動車税減収補てん特例交付金（環境性能割分） 314 4. 地方揮発油譲与税減収補てん特例交付金 △618
計	114,404	△7,888	106,516			

(款) 11. 地方交付税

(項) 1. 地方交付税

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 地 方 交 付 税	千円 2,620,000	千円 318,415	千円 2,938,415	1. 地 方 交 付 税	千円 318,415	千円 1. 普通交付税
計	2,620,000	318,415	2,938,415			

(款) 15. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2. 民 生 費 国 庫 補 助 金	千円 470,736	千円 2,205	千円 472,941	2. 住 宅 費 補 助 金 3. 障 が い 者 自立支援事業費 補 助 金	千円 1,380 825	千円 1. 社会資本整備総合交付金（住宅・建築物安全ストック形成事業） 3. 地域診療情報連携推進費補助金
計	1,341,365	2,205	1,343,570			

(項) 3. 委託金

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2. 民生費委託金	千円 19,916	千円 1,122	千円 21,038	1. 社 会 福 祉 費 委 託 金	千円 1,122	千円 1. 基礎年金事務委託金
計	20,499	1,122	21,621			

(款) 16. 都支出金

(項) 2. 都補助金

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 総務費都補助金	千円 1,891,587	千円 △83,578	千円 1,808,009	1. 総 務 管 理 費 補 助 金	千円 △83,578	千円 1. 市町村総合交付金 △84,000 11. 区市町村感震ブレーカー設置支援事業補助金 422
2. 民生費都補助金	2,347,033	1,310	2,348,343	4. 住 宅 費 補 助 金	1,310	4. 戸建住宅等耐震化促進事業補助金
3. 衛生費都補助金	115,648	137	115,785	1. 保 健 衛 生 費 補 助 金	137	2. 医療保健政策区市町村包括補助事業補助金
4. 農業費都補助金	1,924	1,243	3,167	1. 農 業 費 補 助 金	1,243	3. 未来に残す東京の農地プロジェクト補助金
7. 教育費都補助金	462,542	103,110	565,652	1. 教 育 総 務 費 補 助 金	103,110	16. 公立学校給食費負担軽減補助金
計	4,955,585	22,222	4,977,807			

(款) 19. 繰入金

(項) 1. 繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 基 金 繰 入 金	千円 1,540,333	千円 △152,531	千円 1,387,802	1. 財 政 調 整 基 金 繰 入 金	千円 △152,531	千円 1. 基金繰入金
2. 特別会計繰入金	26,779	57,484	84,263	1. 国民健康保険 特別会計繰入金	20,736	1. 特別会計繰入金
				2. 後期高齢者医療 特別会計繰入金	26,497	1. 特別会計繰入金
				3. 介 護 保 険 特別会計繰入金	10,251	1. 特別会計繰入金
計	1,567,112	△95,047	1,472,065			

(款) 20. 繰越金

(項) 1. 繰越金

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 繰 越 金	千円 398,612	千円 1,424,041	千円 1,822,653	1. 繰 越 金	千円 1,424,041	千円 1. 前年度繰越金
計	398,612	1,424,041	1,822,653			

(款) 20. 繰越金

3. 歳 出

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳					節		説 明	
				特 定 財 源				一 般 財 源	区 分	金 額		
				国 支 出 金	都 支 出 金	地 方 債	そ の 他					
2. 文書管理費	千円 39,874	千円 1,320	千円 41,194	千円	千円	千円	千円	千円 1,320 1,320		千円	千円	
										12. 委 託 料	1,320	1. 文書管理関係費 1,320
												〔政策室〕 委託料 1,320 文書管理システム改修業務 委託
6. 財産管理費	23,051	700,000	723,051					700,000 700,000			2. 公共施設整備基金費 700,000	
										24. 積 立 金	700,000	〔財政課〕 積立金 700,000 公共施設整備基金積立金
11. 諸 費	323,783	410,772	734,555					410,772 410,772			1. 一般事務費 410,772	
										22. 償 還 金、 利 子 及 び 割 引 料	410,772	〔市民課 15〕 償還金、利子及び割引料 15 過年度国、都支出金等還付 金 〔福祉政策課 254,000〕 償還金、利子及び割引料 254,000 過年度国、都支出金等還付 金 〔子ども若者政策課 156,000〕 償還金、利子及び割引料 156,000 過年度国、都支出金等還付 金 〔環境政策課 757〕 償還金、利子及び割引料 757 過年度国、都支出金等還付 金
計	2,909,329	1,112,092	4,021,421					1,112,092				

(款) 3. 民生費

(項) 1. 社会福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳					節		説 明
				特 定 財 源				一 般 財 源	区 分	金 額	
				国 支 出 金	都 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
1. 社 会 福 祉 総 務 費	千円 2,020,503	千円 1,650	千円 2,022,153	千円 825	千円	千円	千円	千円 825		千円	千円
				825				825	12. 委 託 料	1,650	2. 一般事務費 1,650
											〔高齢障がい課〕 委託料 福祉総合システム改修委託 1,650
5. 国民年金費	18,078	1,122	19,200	1,122							
				1,122					12. 委 託 料	1,122	2. 国民年金事務費 1,122
											〔保険年金課〕 委託料 国民年金システム改修委託 1,122
7. 住宅関係費	88,923	4,000	92,923	1,380	1,310			1,310			
				1,380	1,310			1,310	18. 負 担 金、 補 助 及 び 交 付 金	4,000	6. 住宅等耐震化促進関係費 4,000
											〔まちづくり事業課〕 負担金、補助及び交付金 木造住宅耐震改修助成金 4,000
計	7,202,866	6,772	7,209,638	3,327	1,310			2,135			

(款) 4. 衛生費

(項) 1. 保健衛生費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳					節		説 明
				特 定 財 源				一 般 財 源	区 分	金 額	
				国 支 出 金	都 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
1. 保 健 衛 生 総 務 費	千円 649,468	千円 274	千円 649,742	千円	千円	千円	千円	千円		千円	千円
					137			137			12. 災害医療コーディネーター関 係費 274
					137			137	1. 報 酬	137	
								137	7. 報 償 費	137	
											〔健康推進課〕 報酬 災害医療コーディネーター 報酬 137 91

(款) 4. 衛生費 (項) 1. 保健衛生費

(款) 4. 衛生費 (項) 1. 保健衛生費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳					節		説 明
				特 定 財 源				一 般 財 源	区 分	金 額	
				国 支 出 金	都 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
1.	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円	災害薬事コーディネーター 報酬 46 報償費 137 緊急医療救護所設置調整会 議参加謝礼
計	1, 188, 974	274	1, 189, 248		137			137			

(項) 2. 清掃費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳					節		説 明
				特 定 財 源				一 般 財 源	区 分	金 額	
				国 支 出 金	都 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
1. 清掃総務費	千円 71,619	千円 50,000	千円 121,619	千円	千円	千円	千円	千円 50,000		千円	千円
								50,000	24. 積 立 金	50,000	3. 清掃施設整備基金費 50,000
											〔財政課〕 積立金 50,000 清掃施設整備基金積立金
2. 塵芥処理費	1,505,261	18,367	1,523,628					18,367			
								18,367	12. 委 託 料	18,367	6. ごみ減量対策費 18,367
											〔清掃課〕 委託料 18,367 指定袋製造及び配送委託
4. 清掃施設費	93,203	2,625	95,828					2,625			
								2,625	10. 需 用 費	2,625	1. リサイクルセンター維持管理 費 2,625
									6. 修 繕 料	2,625	〔清掃課〕 需用費 2,625 修繕料 (2,625) 施設修繕
計	1,678,204	70,992	1,749,196					70,992			

(款) 6. 農業費

(項) 1. 農業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳					節		説 明
				特 定 財 源				一 般 財 源	区 分	金 額	
				国 支 出 金	都 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
3. 農業振興費	千円 11,786	千円 1,451	千円 13,237	千円	千円 1,243	千円	千円	千円 208		千円	千円
					1,243			208	18. 負 担 金、 補 助 及 び 交 付 金	1,451	2. 農業振興関係費 〔産業振興課〕 負担金、補助及び交付金 未来に残す東京の農地プロ ジェクト補助金
計	55,891	1,451	57,342		1,243			208			

(款) 8. 土木費

(項) 4. 都市計画費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳					節		説 明
				特 定 財 源				一 般 財 源	区 分	金 額	
				国 支 出 金	都 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
1. 都 市 計 画 総 務 費	千円 420,011	千円 240,000	千円 660,011	千円	千円	千円	千円	千円 240,000		千円	千円
								240,000	24. 積 立 金	240,000	11. 都市計画事業基金費 240,000
											〔財政課〕 積立金 240,000 都市計画事業基金積立金
計	2,153,672	240,000	2,393,672					240,000			

(款) 9. 消防費

(項) 1. 消防費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳					節		説 明
				特 定 財 源				一 般 財 源	区 分	金 額	
				国 支 出 金	都 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
4. 災害対策費	千円 34,611	千円 634	千円 35,245	千円	千円	千円	千円	千円		千円	千円
					422			212			
					422			212	18. 負 担 金、 補 助 及 び 交 付 金	634	2. 災害対策関係費 〔安心安全課〕 負担金、補助及び交付金

(款) 9. 消防費 (項) 1. 消防費

(款) 9. 消防費 (項) 1. 消防費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳					節		説 明
				特 定 財 源				一 般 財 源	区 分	金 額	
				国 支 出 金	都 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
4 .	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円	感震ブレーカー設置支援事業補助金
計	1,316,367	634	1,317,001		422			212			

(款) 10. 教育費

(項) 1. 教育総務費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳					節		説 明
				特 定 財 源				一 般 財 源	区 分	金 額	
				国 支 出 金	都 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
3. 教育指導費	千円 527, 716	千円 5, 805	千円 533, 521	千円	千円	千円	千円	千円 5, 805		千円	千円
								5, 805	17. 備品購入費	5, 805	21. 情報教育推進費 5, 805
											〔学校教育課〕 備品購入費 5, 805 G I G Aタブ購入
計	782, 905	5, 805	788, 710					5, 805			

(項) 5. 社会教育費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳					節		説 明	
				特 定 財 源				一 般 財 源	区 分	金 額		
				国 支 出 金	都 支 出 金	地 方 債	そ の 他					
1. 社 会 教 育 総 務 費	千円 754,716	千円 1,045	千円 755,761	千円	千円	千円	千円	千円 1,045			千円	
								1,045	12. 委 託 料	1,045	13. 歴史公園維持管理費	1,045
											〔社会教育課〕 委託料	1,045
4. 図 書 館 費	1,301,234	6,674	1,307,908					6,674				
								6,674	1. 報 酬	5,493	1. 中央図書館運営費	6,674
									3. 職員手当等	1,181	〔図書館〕 報酬	5,493
										司書報酬	2,800	

											一般事務報酬	2,693
											職員手当等	1,181
計	2,346,283	7,719	2,354,002					7,719				

(款) 11. 公債費

(項) 1. 公債費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳					節		説 明	
				特 定 財 源				一 般 財 源	区 分	金 額		
				国 支 出 金	都 支 出 金	地 方 債	そ の 他					
1. 元 金	千円 1,491,512	千円 5,008	千円 1,496,520	千円	千円	千円	千円	千円 5,008		千円	千円	
								5,008	22. 償 還 金、 利 子 及 び 割 引 料	5,008	1. 長期債償還元金 〔財政課〕 償還金、利子及び割引料 民生債 土木債 消防債 教育債 臨時財政対策債	5,008 5,008 794 △2,314 △979 10,573 △3,066
2. 利 子	76,551	16,188	92,739					16,188			1. 長期債、一時借入金償還利子 〔財政課〕 償還金、利子及び割引料 民生債 土木債 消防債 教育債 臨時財政対策債	16,188 16,188 2,502 588 1,046 5,188 6,864
								16,188	22. 償 還 金、 利 子 及 び 割 引 料	16,188		
計	1,568,063	21,196	1,589,259					21,196				

(款) 12. 諸支出金

(項) 1. 基金費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳					節		説 明
				特 定 財 源				一 般 財 源	区 分	金 額	
				国 支 出 金	都 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
2. 減債基金費	千円 170	千円 191,796	千円 191,966	千円	千円	千円	千円	千円 191,796		千円	千円
							191,796	24. 積 立 金	191,796	1. 減債基金費	191,796
										〔財政課〕 積立金 減債基金積立金	191,796
計	8,213	191,796	200,009					191,796			

(款) 13. 予備費

(項) 1. 予備費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳					節		説 明
				特 定 財 源				一 般 財 源	区 分	金 額	
				国 支 出 金	都 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
1. 予 備 費	千円 30,000	千円 6,339	千円 36,339	千円	千円	千円	千円	千円 6,339 6,339		千円	千円 1. 予備費 6,339
											[財政課] 予備費 予備費
計	30,000	6,339	36,339					6,339			

給 与 費 明 細 書

1 特別職

区 分		職 員 数 (人)	給 与 費							共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
			報 酬 (千円)	給 料 (千円)	年間支給率(月分) 期末手当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	そ の 他 の 手 当(千円)	計 (千円)			
補 正 後	長 等	3		29,424	(4.90) 14,418			176	44,018	5,875	49,893	
	議 員	22	127,356		(4.90) 62,405				189,761	31,713	221,474	
	その他の 特 別 職	753	72,357						72,357		72,357	
	計	778	199,713	29,424	76,823			176	306,136	37,588	343,724	
補 正 前	長 等	3		29,424	(4.90) 14,418			176	44,018	5,875	49,893	
	議 員	22	127,356		(4.90) 62,405				189,761	31,713	221,474	
	その他の 特 別 職	753	72,220						72,220		72,220	
	計	778	199,576	29,424	76,823			176	305,999	37,588	343,587	
比 較	長 等	0		0	(0.00) 0			0	0	0	0	
	議 員	0	0		(0.00) 0				0	0	0	
	その他の 特 別 職	0	137						137		137	
	計	0	137	0	0			0	137	0	137	

給 与 費 明 細 書

2 一 般 職

(1) 総 括		()内は、再任用職員 別掲				【】内は、会計年度任用職員 別掲		(単位：千円)	
区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計		
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計				
補正後	(7) 【573】 477	900,368	1,972,500	1,775,980	4,648,848	797,476	5,446,324		
補正前	(7) 【569】 477	894,875	1,972,500	1,774,799	4,642,174	797,476	5,439,650		
比 較	(0) 【4】 0	5,493	0	1,181	6,674	0	6,674		

(職員手当の内訳)												(単位：千円)	
区 分	地域手当	扶養手当	管理職手当	住居手当	超過勤務手当	会計年度任用職員以外の職員		特殊勤務手当	通勤手当	児童手当	会計年度任用職員		備 考
						期末手当	勤勉手当				期末手当	勤勉手当	
補正後	334,255	45,192	69,496	13,140	103,653	508,329	477,716	207	44,080	37,260	78,181	64,471	
補正前	334,255	45,192	69,496	13,140	103,653	508,329	477,716	207	44,080	37,260	77,533	63,938	
比 較	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	648	533	

(2) 報酬、給料及び職員手当の増減額の明細					(単位：千円)	
区 分	増減額	増 減 事 由 別 内 訳		説 明		備 考
報 酬	5,493	その他の増減分		5,493	その他の増加分	5,493
給 料	0	給料改定に伴う増減分		0	—	
		その他の増減分		0	—	
職員手当	1,181	制度改正等に伴う増減分		0	—	
		その他の増減分		1,181	その他の増加分	1,181

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書(補正)

事 項	限 度 額	令和7年度末までの支出額		令和9年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国都支出金	地 方 債	そ の 他	
生活困窮者自立相談支援事業等業務	千円 61,968		千円	令和9年度まで	千円 61,968	千円 42,048	千円	千円	千円 19,920

地 方 債 の 前 前 年 度 末 に お け る 現 在 高 並 び に 前 年 度 末 及 び
当 該 年 度 末 に お け る 現 在 高 の 見 込 み に 関 す る 調 書 (補 正)

区 分	前 前 年 度 末 現 在 高	前 年 度 末 現 在 高	当 該 年 度 中 増 減 見 込 み		当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額
			当 該 年 度 中 起 債 見 込 額	当 該 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額	
1. 普 通 債	千円 7, 6 9 5, 2 9 1	千円 8, 0 5 7, 4 8 3	千円 1, 5 7 0, 0 0 0	千円 6 6 9, 1 1 9	千円 8, 9 5 8, 3 6 4
(1) 総 務 債	4 4 0, 8 9 9	4 0 3, 0 7 1		3 6, 7 1 0	3 6 6, 3 6 1
(2) 民 生 債	1, 7 7 2, 5 9 2	1, 7 1 4, 8 6 6		1 2 1, 4 4 7	1, 5 9 3, 4 1 9
(3) 衛 生 債	3 4 4, 0 0 6	3 1 6, 9 2 5		2 7, 1 0 0	2 8 9, 8 2 5
(4) 土 木 債	1, 3 9 6, 3 1 9	1, 2 7 3, 1 1 4	6 1, 6 0 0	1 2 7, 4 3 1	1, 2 0 7, 2 8 3
(5) 消 防 債	2 0 3, 5 2 5	3 2 2, 4 5 4		3 3, 5 2 8	2 8 8, 9 2 6
(6) 教 育 債	3, 5 3 7, 9 5 0	4, 0 2 7, 0 5 3	1, 5 0 8, 4 0 0	3 2 2, 9 0 3	5, 2 1 2, 5 5 0
2. 減 税 補 て ん 債	2 8, 9 4 8	8, 6 4 7		8, 6 4 7	0
3. 臨 時 財 政 対 策 債	7, 9 7 7, 9 9 6	7, 1 5 8, 7 1 3		8 1 6, 9 3 6	6, 3 4 1, 7 7 7
4. 減 収 補 て ん 債	2 9, 1 9 5	2 7, 3 7 9		1, 8 1 8	2 5, 5 6 1
合 計	1 5, 7 3 1, 4 3 0	1 5, 2 5 2, 2 2 2	1, 5 7 0, 0 0 0	1, 4 9 6, 5 2 0	1 5, 3 2 5, 7 0 2

※当該年度中起債見込額には、前年度からの繰越事業に伴う起債見込額（未収入特定財源）を含む。

議案第 32 号

令和 8 年度狛江市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 8 月 26 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

国民健康保険特別会計予算を補正する必要があるため。

議案第32号別紙

令和8年度

狛江市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

令和 8 年度狛江市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度狛江市の国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 7 3, 1 0 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7, 5 1 5, 2 4 6 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の補正は、「第二表 債務負担行為補正」による。

令和 8 年 8 月 2 6 日 提出

狛 江 市 長

松 原 俊 雄

第一表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額 (千円)	補 正 額 (千円)	計 (千円)
5. 繰越金		1	73,101	73,102
	1. 繰越金	1	73,101	73,102
歳 入 合 計		7,442,145	73,101	7,515,246

歳 出

款	項	補正前の額 (千円)	補 正 額 (千円)	計 (千円)
6. 諸支出金		22,002	73,101	95,103
	1. 償還金及び還付金	22,001	52,365	74,366
	2. 繰出金	1	20,736	20,737
歳 出 合 計		7,442,145	73,101	7,515,246

第二表 債務負担行為補正

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
通 知 書 等 作 成 及 び 封 入 封 かん 業 務			令和9年度	3, 3 8 3 千円

狛江市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総 括
(歳 入)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
5. 繰 越 金	1	73,101	73,102
歳 入 合 計	7,442,145	73,101	7,515,246

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源				一 般 財 源
				国 支 出 金	都 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
6. 諸 支 出 金	22,002	73,101	95,103	0	0	0	0	73,101
歳 出 合 計	7,442,145	73,101	7,515,246	0	0	0	0	73,101

2. 歳 入

(款) 5. 繰越金

(項) 1. 繰越金

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 繰 越 金	千円 1	千円 73,101	千円 73,102	1. 繰 越 金	千円 73,101	千円 1. 前年度繰越金
計	1	73,101	73,102			

3. 歳 出

(款) 6. 諸支出金

(項) 1. 償還金及び還付金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳					節		説 明
				特 定 財 源				一 般 財 源	区 分	金 額	
				国 支 出 金	都 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
1. 一 般 被 保 険 者 償 還 金 及 び 還 付 金	千円 22,000	千円 45,581	千円 67,581	千円	千円	千円	千円	千円 45,581		千円	1. 一般被保険者償還金及び還付金 45,581 〔保険年金課〕 償還金、利子及び割引料 45,581 過年度還付金及び還付加算金
							45,581	22. 償 還 金、 利 子 及 び 割 引 料	45,581		
3. 特定健診・ 特定保健指 導償還金及 び 還 付 金	0	6,784	6,784					6,784			1. 特定健診・特定保健指導償還金及び還付金 6,784 〔保険年金課〕 償還金、利子及び割引料 6,784 過年度還付金及び還付加算金
								6,784	22. 償 還 金、 利 子 及 び 割 引 料	6,784	
計	22,001	52,365	74,366					52,365			

(項) 2. 繰出金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳					節		説 明
				特 定 財 源				一 般 財 源	区 分	金 額	
				国 支 出 金	都 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
1. 一 般 会 計 繰 出 金	千円 1	千円 20,736	千円 20,737	千円	千円	千円	千円	千円 20,736		千円	千円
								20,736	27. 繰 出 金	20,736	1. 一般会計繰出金 20,736
											〔保険年金課〕 繰出金 一般会計繰出金 20,736
計	1	20,736	20,737					20,736			

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書(補正)

事 項	限 度 額	令和7年度末までの支出額		令和9年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国都支出金	地 方 債	そ の 他	
通知書等作成及び封入封かん業務	千円 3,383		千円	令和9年度まで	千円 3,383	千円	千円	千円	千円 3,383

議案第 33 号

令和 8 年度狛江市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 8 月 26 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

後期高齢者医療特別会計予算を補正する必要があるため。

議案第33号別紙

令和8年度

狛江市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

令和 8 年度狛江市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度狛江市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1 5, 4 6 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2, 6 9 4, 2 6 8 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の補正は、「第二表 債務負担行為補正」による。

令和 8 年 8 月 2 6 日 提出

狛 江 市 長

松 原 俊 雄

第一表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額 (千円)	補 正 額 (千円)	計 (千円)
5. 繰越金		1	12,223	12,224
	1. 繰越金	1	12,223	12,224
6. 諸収入		38,504	3,244	41,748
	5. 雑入	3,281	3,244	6,525
歳入	合 計	2,678,801	15,467	2,694,268

歳 出

款	項	補正前の額 (千円)	補 正 額 (千円)	計 (千円)
2. 広域連合納付金		2,520,116	△18,445	2,501,671
	1. 広域連合納付金	2,520,116	△18,445	2,501,671
4. 諸支出金		2,014	33,912	35,926
	1. 償還金及び還付加算金	2,013	7,415	9,428
	2. 繰出金	1	26,497	26,498
歳出	合 計	2,678,801	15,467	2,694,268

第二表 債務負担行為補正

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
通 知 書 等 作 成 及 び 封 入 封 かん 業 務			令和9年度	1, 4 1 2 千円

狛江市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総 括
(歳 入)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
5. 繰 越 金	1	12,223	12,224
6. 諸 収 入	38,504	3,244	41,748
歳 入 合 計	2,678,801	15,467	2,694,268

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源				一 般 財 源
				国 支 出 金	都 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
2. 広 域 連 合 納 付 金	2,520,116	△18,445	2,501,671	0	0	0	0	△18,445
4. 諸 支 出 金	2,014	33,912	35,926	0	0	0	0	33,912
歳 出 合 計	2,678,801	15,467	2,694,268	0	0	0	0	15,467

2. 歳 入

(款) 5. 繰越金

(項) 1. 繰越金

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 繰 越 金	千円 1	千円 12,223	千円 12,224	1. 繰 越 金	千円 12,223	千円 1. 前年度繰越金
計	1	12,223	12,224			

(款) 6. 諸収入

(項) 5. 雑入

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 雑 入	千円 3,281	千円 3,244	千円 6,525	1. 雑 入	千円 3,244	千円 3. 保険料未収金補填分負担金過年度還付金 2,666 4. 葬祭事業費負担金過年度還付金 578
計	3,281	3,244	6,525			

3. 歳 出

(款) 2. 広域連合納付金

(項) 1. 広域連合納付金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳					節		説 明
				特 定 財 源				一 般 財 源	区 分	金 額	
				国 支 出 金	都 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
1. 広 域 連 合 分 賦 金	千円 2,520,116	千円 △18,445	千円 2,501,671	千円	千円	千円	千円	千円 △18,445 △18,445		千円	千円
								18. 負 担 金、 補 助 及 び 交 付 金	△18,445	1. 広域連合負担金 △18,445 〔保険年金課〕 負担金、補助及び交付金 △18,445 療養給付費負担金 △20,441 保険料負担金 2,726 保険料軽減措置負担金 △730	
計	2,520,116	△18,445	2,501,671					△18,445			

(款) 4. 諸支出金

(項) 1. 償還金及び還付加算金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳					節		説 明	
				特 定 財 源				一 般 財 源	区 分	金 額		
				国 支 出 金	都 支 出 金	地 方 債	そ の 他					
1. 保 険 料 還 付 金	千円 2,012	千円 2,695	千円 4,707	千円	千円	千円	千円	千円 2,695	22. 償 還 金、 利 子 及 び 割 引 料	千円	1. 保険料還付金 〔保険年金課〕 償還金、利子及び割引料 保険料還付金	千円 2,695
								2,695		2,695		
3. そ の 他 還 付 金	0	4,720	4,720					4,720	22. 償 還 金、 利 子 及 び 割 引 料		1. その他還付金 〔保険年金課〕 償還金、利子及び割引料 過年度国、都支出金等還付金 葬祭費受託事業収入過年度 還付金	4,720
								4,720		4,720		4,720
計	2,013	7,415	9,428					7,415				

(項) 2. 繰出金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳					節		説 明
				特 定 財 源				一 般 財 源	区 分	金 額	
				国 支 出 金	都 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
1. 一 般 会 計 繰 出 金	千円 1	千円 26,497	千円 26,498	千円	千円	千円	千円	千円 26,497		千円	千円
								26,497	27. 繰 出 金	26,497	1. 一般会計繰出金 26,497
											〔保険年金課〕 繰出金 一般会計繰出金 26,497
計	1	26,497	26,498					26,497			

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書(補正)

事 項	限 度 額	令和7年度末までの支出額		令和9年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国都支出金	地 方 債	そ の 他	
通知書等作成及び封入封かん業務	千円 1, 4 1 2		千円	令和9年度まで	千円 1, 412	千円	千円	千円	千円 1, 412

議案第 34 号

令和 8 年度狛江市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 8 月 26 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

介護保険特別会計予算を補正する必要があるため。

議案第34号別紙

令和8年度

狛江市介護保険特別会計補正予算(第1号)

令和８年度狛江市介護保険特別会計補正予算（第１号）

令和８年度狛江市の介護保険特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ１８６，７９３千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ８，２６１，４７２千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

令和 ８ 年 ８ 月 ２ ６ 日 提出

狛 江 市 長

松 原 俊 雄

第一表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額 (千円)	補 正 額 (千円)	計 (千円)
3. 国 庫 支 出 金		1,850,696	1,176	1,851,872
	2. 国 庫 補 助 金	477,809	1,176	478,985
5. 都 支 出 金		1,140,342	630	1,140,972
	2. 都 補 助 金	31,476	630	32,106
9. 繰 越 金		1	184,987	184,988
	1. 繰 越 金	1	184,987	184,988
歳 入 合 計		8,074,679	186,793	8,261,472

歳 出

款	項	補正前の額 (千円)	補 正 額 (千円)	計 (千円)
5. 基 金 積 立 金		2,837	97,718	100,555
	1. 基 金 積 立 金	2,837	97,718	100,555
7. 繰 出 金		26,777	10,251	37,028
	1. 繰 出 金	26,777	10,251	37,028
8. 諸 支 出 金		2,667	78,824	81,491
	1. 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	2,666	78,824	81,490
歳 出 合 計		8,074,679	186,793	8,261,472

狛江市介護保険特別会計補正予算(第1号)

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総 括
(歳 入)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3. 国 庫 支 出 金	1,850,696	1,176	1,851,872
5. 都 支 出 金	1,140,342	630	1,140,972
9. 繰 越 金	1	184,987	184,988
歳 入 合 計	8,074,679	186,793	8,261,472

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源				一 般 財 源
				国 支 出 金	都 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
5. 基 金 積 立 金	2,837	97,718	100,555	0	0	0	0	97,718
7. 繰 出 金	26,777	10,251	37,028	0	0	0	0	10,251
8. 諸 支 出 金	2,667	78,824	81,491	0	0	0	0	78,824
歳 出 合 計	8,074,679	186,793	8,261,472	0	0	0	0	186,793

2. 歳 入

(款) 3. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2. 地域支援事業 交 付 金 (介護予防・ 日常生活支援 総合事業)	千円 38,792	千円 339	千円 39,131	2. 地域支援事業 交 付 金 (介護予防・ 日常生活支援 総合事業) (過年度)	千円 339	1. 地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業)(過年度)
3. 地域支援事業 交 付 金 (介護予防・ 日常生活支援 総合事業以外の 地域支援事業)	14,394	837	15,231	2. 地域支援事業 交 付 金 (介護予防・ 日常生活支援 総合事業以外の 地域支援事業) (過年度)	837	1. 地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業)(過年度)
計	477,809	1,176	478,985			

(款) 5. 都支出金

(項) 2. 都補助金

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 地域支援事業 交 付 金 (介護予防・ 日常生活支援 総合事業)	千円 24,281	千円 212	千円 24,493	2. 地域支援事業 交 付 金 (介護予防・ 日常生活支援 総合事業) (過年度)	千円 212	1. 地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業)(過年度)

2. 地域支援事業 交 付 金 (介護予防・ 日常生活支援 総合事業以外の 地域支援事業)	7,195	418	7,613	2. 地域支援事業 交 付 金 (介護予防・ 日常生活支援 総合事業以外の 地域支援事業) (過 年 度)	418	1. 地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業)(過年度)
計	31,476	630	32,106			

(款) 9. 繰越金

(項) 1. 繰越金

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 繰 越 金	千円 1	千円 184,987	千円 184,988	1. 繰 越 金	千円 184,987	千円 1. 前年度繰越金
計	1	184,987	184,988			

(款) 9. 繰越金

3. 歳 出

(款) 5. 基金積立金

(項) 1. 基金積立金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳					節		説 明
				特 定 財 源				一 般 財 源	区 分	金 額	
				国 支 出 金	都 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
1. 介護保険給付費準備基金積立金	千円 2,837	千円 97,718	千円 100,555	千円	千円	千円	千円	千円 97,718		千円	千円 1. 介護保険給付費準備基金積立金 97,718 〔高齢障がい課〕 積立金 97,718 介護保険給付費準備基金積立金
								97,718	24. 積立金	97,718	
計	2,837	97,718	100,555					97,718			

(款) 7. 繰出金

(項) 1. 繰出金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳					節		説 明
				特 定 財 源				一 般 財 源	区 分	金 額	
				国 支 出 金	都 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
1. 他 会 計 繰 出 金	千円 26,777	千円 10,251	千円 37,028	千円	千円	千円	千円	千円 10,251		千円	千円
								10,251	27. 繰 出 金	10,251	1. 他会計繰出金 10,251
											〔高齢障がい課〕 繰出金 10,251 他会計繰出金
計	26,777	10,251	37,028					10,251			

(款) 8. 諸支出金

(項) 1. 償還金及び還付加算金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳					節		説 明
				特 定 財 源				一 般 財 源	区 分	金 額	
				国 支 出 金	都 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
2. 償 還 金	千円 1	千円 78,824	千円 78,825	千円	千円	千円	千円	千円 78,824		千円	千円

								78,824	22. 償還金、 利子及び 割引料	78,824	1. 国庫支出金等過年度分返還金 78,824
											[高齢障がい課] 償還金、利子及び割引料 78,824 国庫支出金等過年度分返還 金
計	2,666	78,824	81,490					78,824			

議案第 35 号

狛江市印鑑条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 8 月 26 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

狛江市印鑑条例の一部を改正する条例

狛江市印鑑条例（昭和52年条例第11号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
（登録印鑑の制限） 第 7 条 市長は、登録申請に係る印鑑が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑の登録をすることができない。 （1） 住民票に記載されている（法第 6 条第 3 項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する住民票にあっては、当該磁気ディスクに記録されているものをいう。以下同じ。）氏名、氏、名、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）<u>若しくは氏名の振り仮名（戸籍法（昭和22年法律第224号）第13条第 1 項第 2 号に規定する氏名の振り仮名をいう。以下同じ。）</u>、<u>氏の振り仮名（同号に規定する氏の振り仮名をいう。以下同じ。）</u>、<u>名の振り仮名（同号に規定する名の振り仮名をいう。以下同じ。）</u>、旧氏の振り仮名（令第30条の13に規定す	（登録印鑑の制限） 第 7 条 市長は、登録申請に係る印鑑が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑の登録をすることができない。 （1） 住民票に記載されている（法第 6 条第 3 項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する住民票にあっては、当該磁気ディスクに記録されているものをいう。以下同じ。）氏名、氏、名、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）<u>若しくは通称（令第30条の16第 1 項に規定する通称をいう。以下同じ。）</u>又は氏名、旧氏若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの

改 正 後	改 正 前
<u>る旧氏の振り仮名をいう。以下同じ。)</u>若しくは通称（令第30条の16第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名、旧氏若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの (2) 職業、資格その他氏名、<u>氏、名、旧氏、氏名の振り仮名、氏の振り仮名、名の振り仮名、旧氏の振り仮名</u>又は通称以外の事項を表しているもの (3)～(6) (略) 2 (略) (印鑑登録の抹消) 第15条 市長は、印鑑登録者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑の登録を抹消しなければならない。 (1)～(5) (略) (6) 氏名、氏（氏に変更があった者にあつては、住民票に記載されている旧氏を含む。）、<u>名（外国人住民にあつては、通称又は氏名の片仮名表記を含む。）、氏名の振り仮名、氏の振り仮名（氏の振り仮名に変更があった者にあつては、住民票に記載されている旧氏の振り仮名を含む。）又は名の振り仮名</u>を変更したため、登録されている印鑑が、第7条第1号に該当することになったとき、又は同条第2項に規定する印鑑に該当しなくなったとき。 (7) (略)	(2) 職業、資格その他氏名、旧氏又は通称以外の事項を表しているもの (3)～(6) (略) 2 (略) (印鑑登録の抹消) 第15条 市長は、印鑑登録者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑の登録を抹消しなければならない。 (1)～(5) (略) (6) 氏名、氏（氏に変更があった者にあつては、住民票に記載されている旧氏を含む。）、<u>又は名（外国人住民にあつては、通称又は氏名の片仮名表記を含む。）</u>を変更したため、登録されている印鑑が、第7条第1号に該当することになったとき、又は同条第2項に規定する印鑑に該当しなくなったとき。 (7) (略)

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

氏名の振り仮名、氏の振り仮名、名の振り仮名、旧氏の振り仮名を印鑑登録することができるものとして加える所要の改正を行うため。

議案第 36 号

社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 8 月 26 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(狛江市指定地域密着型サービス事業者に関する条例の一部改正)

第 1 条 狛江市指定地域密着型サービス事業者に関する条例（平成24年条例第28号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助) 第17条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第65条の4各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画（法第8条第23項に規定する居宅サービス計画をいう。）の作成を指定居宅介護支援事業者に依頼する旨を市に対して届け出ること等により、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、指定居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。	(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助) 第17条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第65条の4各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画（法第8条第24項に規定する居宅サービス計画をいう。）の作成を指定居宅介護支援事業者に依頼する旨を市に対して届け出ること等により、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、指定居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。

改正後	改正前
(居宅サービス計画に沿ったサービスの提供) 第18条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、居宅サービス計画（法第8条第23項に規定する居宅サービス計画をいい、施行規則第65条の4第1号ハに規定する計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該居宅サービス計画に沿った指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供しなければならない。	(居宅サービス計画に沿ったサービスの提供) 第18条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、居宅サービス計画（法第8条第24項に規定する居宅サービス計画をいい、施行規則第65条の4第1号ハに規定する計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該居宅サービス計画に沿った指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供しなければならない。
(利用定員等) 第103条 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の利用定員（当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第8条第19項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（第208条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。）においては施設ごとに1日当たり3人以下とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においては、ユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数とする。 2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。）	(利用定員等) 第103条 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の利用定員（当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第8条第20項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（第208条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。）においては施設ごとに1日当たり3人以下とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においては、ユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数とする。 2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。）

改正後	改正前
以下同じ。）、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス（法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第8条第24項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）若しくは健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設の運営について3年以上の経験を有する者でなければならない。 （心身の状況等の把握） 第117条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員（第112条の規定に基づく規則で定める基準により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、本体事業所の介護支援専門員。以下この条及び第123条において同じ。）が開催するサービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第8条第23項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）の担当者を招集して行う会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当	以下同じ。）、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス（法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）若しくは健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設の運営について3年以上の経験を有する者でなければならない。 （心身の状況等の把握） 第117条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員（第112条の規定に基づく規則で定める基準により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、本体事業所の介護支援専門員。以下この条及び第123条において同じ。）が開催するサービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）の担当者を招集して行う会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当

改正後	改正前
該利用者等の同意を得なければならない。)をいう。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。	該利用者等の同意を得なければならない。)をいう。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。
第138条 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型共同生活介護（以下「指定認知症対応型共同生活介護」という。）の事業は、要介護者であって認知症であるものについて、共同生活住居（法第8条第19項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。）において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。	第138条 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型共同生活介護（以下「指定認知症対応型共同生活介護」という。）の事業は、要介護者であって認知症であるものについて、共同生活住居（法第8条第20項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。）において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。
第158条 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型特定施設入居者生活介護（以下「指定地域密着型特定施設入居者生活介護」という。）の事業は、地域密着型特定施設サービス計画（法第8条第20項に規定する計画をいう。以下同じ。）に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この章において「利用者」という。）が指定地域密着型特定施設（同項に規定する地域密着型特定施設であって、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業が行われるものをいう。以下同じ。）においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするもので	第158条 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型特定施設入居者生活介護（以下「指定地域密着型特定施設入居者生活介護」という。）の事業は、地域密着型特定施設サービス計画（法第8条第21項に規定する計画をいう。以下同じ。）に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この章において「利用者」という。）が指定地域密着型特定施設（同項に規定する地域密着型特定施設であって、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業が行われるものをいう。以下同じ。）においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするもので

改 正 後	改 正 前
なければならない。 2 (略) 第179条 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（以下「指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」という。）の事業を行う地域密着型介護老人福祉施設（以下「指定地域密着型介護老人福祉施設」という。）は、地域密着型施設サービス計画（法第8条第21項に規定する地域密着型施設サービス計画をいう。以下同じ。）に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを旨とするものでなければならない。 2・3 (略)	なければならない。 2 (略) 第179条 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（以下「指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」という。）の事業を行う地域密着型介護老人福祉施設（以下「指定地域密着型介護老人福祉施設」という。）は、地域密着型施設サービス計画（法第8条第22項に規定する地域密着型施設サービス計画をいう。以下同じ。）に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを旨とするものでなければならない。 2・3 (略)

第2条 狛江市指定地域密着型サービス事業者に関する条例（平成24年条例第28号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(利用定員等) 第103条 (略) 2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型介護予	(利用定員等) 第103条 (略) 2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型介護予

改 正 後	改 正 前
防サービス（法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）若しくは健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設の運営について3年以上の経験を有する者でなければならない。	防サービス（法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第8条第24項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）若しくは健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設の運営について3年以上の経験を有する者でなければならない。

（狛江市指定地域密着型介護予防サービス事業者に関する条例の一部改正）

第3条 狛江市指定地域密着型介護予防サービス事業者に関する条例（平成24年条例第29号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
（利用定員等） 第10条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員（当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者（当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が共用型指定認知症対応型通所介護事業者（指定地域密着型サービス事業者条例第102条に規定する共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と共用型指定認知症対応型通所介護（指定地域密着型サービス事業者条例第102条に規定する共用型指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における共用型指定介護予防認知症対	（利用定員等） 第10条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員（当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者（当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が共用型指定認知症対応型通所介護事業者（指定地域密着型サービス事業者条例第102条に規定する共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と共用型指定認知症対応型通所介護（指定地域密着型サービス事業者条例第102条に規定する共用型指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における共用型指定介護予防認知症対

改正後	改正前
応型通所介護又は共用型指定認知症対応型通所介護の利用者をいう。)の数の上限をいう。)は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第8条第19項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住所をいう。）ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス事業者条例第208条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。）においては施設ごとに1日当たり3人以下とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においては、ユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数とする。 2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。）、指定地域密着型サービス（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。）、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。）、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第8条第24項に規定する介護保険施設をいう。）若しくは健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規	応型通所介護又は共用型指定認知症対応型通所介護の利用者をいう。)の数の上限をいう。)は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第8条第20項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住所をいう。）ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス事業者条例第208条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。）においては施設ごとに1日当たり3人以下とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においては、ユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数とする。 2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。）、指定地域密着型サービス（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。）、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。）、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。）若しくは健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規

改 正 後	改 正 前
定する指定介護療養型医療施設の運営（第46条第2項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。	定する指定介護療養型医療施設の運営（第46条第2項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。

第4条 狛江市指定地域密着型介護予防サービス事業者に関する条例（平成24年条例第29号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
（利用定員等） 第10条 （略） 2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。）、指定地域密着型サービス（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。）、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。）、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。）若しくは健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設の運営（第46条第2項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。	（利用定員等） 第10条 （略） 2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。）、指定地域密着型サービス（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。）、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。）、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第8条第24項に規定する介護保険施設をいう。）若しくは健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設の運営（第46条第2項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。

（狛江市指定介護予防支援等に関する条例の一部改正）

第5条 狛江市指定介護予防支援等に関する条例（平成26年条例第24号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
-------	-------

改 正 後	改 正 前
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 介護保険施設 法第8条第24項に規定する介護保険施設をいう。 (2)～(11) (略)	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 介護保険施設 法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。 (2)～(11) (略)

第6条 狛江市指定介護予防支援等に関する条例（平成26年条例第24号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 介護保険施設 法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。 (2)～(11) (略)	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 介護保険施設 法第8条第24項に規定する介護保険施設をいう。 (2)～(11) (略)

（狛江市介護予防・日常生活支援総合事業に関する条例の一部改正）

第7条 狛江市介護予防・日常生活支援総合事業に関する条例（平成28年条例第24号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(利用料) 第10条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、当該第1号事業利用者が第1号被保険者であって、法第59条の4第1項に規定する所得の額が政令で定める額以上であるときに受ける第1号事業の利用について前項の規定を適用する場合においては、同項中「100分の10」とあるのは、「100分の20」とする。 3 前項において、当該第1号事業利用者が第1号被保険者で	(利用料) 第10条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、当該第1号事業利用者が第1号被保険者であって、法第59条の2第1項に規定する所得の額が政令で定める額以上であるときに受ける第1号事業の利用について前項の規定を適用する場合においては、同項中「100分の10」とあるのは、「100分の20」とする。 3 前項において、当該第1号事業利用者が第1号被保険者で

改 正 後	改 正 前
あつて、法第59条の4第2項に規定する所得の額が同条第1項の政令で定める額を超える政令で定める額以上であるときに受ける第1号事業の利用について第1項の規定を適用する場合においては、同項中「100分の10」とあるのは、「100分の30」とする。 4 (略)	あつて、法第59条の2第2項に規定する所得の額が同条第1項の政令で定める額を超える政令で定める額以上であるときに受ける第1号事業の利用について第1項の規定を適用する場合においては、同項中「100分の10」とあるのは、「100分の30」とする。 4 (略)

(狛江市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第8条 狛江市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例（平成30年条例第11号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(定義) 第2条 この条例において、使用する用語の意義は、次の各号に掲げるもののほか法の例による。 (1)・(2) (略) (3) 指定居宅サービス等 法第8条第23項に規定する指定居宅サービス等をいう。 (4)～(9) (略)	(定義) 第2条 この条例において、使用する用語の意義は、次の各号に掲げるもののほか法の例による。 (1)・(2) (略) (3) 指定居宅サービス等 法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。 (4)～(9) (略)

付 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条、第3条、第5条及び第8条 令和9年4月1日

(2) 第2条、第4条、第6条及び第7条 社会福祉法等の一部を改正する法律（令和8年法律第51号）附則第1条第4号に定める日

提案理由

社会福祉法等の一部を改正する法律（令和8年法律第51号）の公布に伴う所要の改正を行うため。

議案第 37 号

狛江市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 8 月 26 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

狛江市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

狛江市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第15号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<u>（児童対象性暴力等の防止）</u> 第13条 家庭的保育事業者等は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。 （利用乳幼児及び職員の健康診断） 第17条 （略）	第13条 削除 （利用乳幼児及び職員の健康診断） 第17条 （略）

改 正 後	改 正 前
2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条の2に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。 (略) 3・4 (略)	2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。 (略) 3・4 (略)

付 則

この条例は、令和8年12月25日から施行する。ただし、第17条第2項の改正規定は、健康保険法等の一部を改正する法律（令和8年法律第31号）附則第1条第6号に定める日から施行する。

提案理由

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）及び健康保険法等の一部を改正する法律（令和8年法律第31号）の公布に伴う所要の改正を行うため。

議案第 38 号

狛江市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 8 月 26 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

狛江市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

狛江市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和 7 年条例第62号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<u>（児童対象性暴力等の防止）</u> 第13条の2 乳児等通園支援事業者は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。 <u>（乳児等通園支援事業所内部の規程）</u> 第17条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事	<u>（乳児等通園支援事業所内部の規程）</u> 第17条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事

改 正 後	改 正 前
業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)～(5) (略) (6) 利用定員 (7)～(11) (略)	業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)～(5) (略) (6) <u>乳児及び幼児の区分ごとの</u> 利用定員 (7)～(11) (略)

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第13条の次に1条を加える改正規定は、令和8年12月25日から施行する。

提案理由

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）の公布等に伴う所要の改正を行うため。

議案第 39 号

狛江市下水道条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 8 月 26 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

狛江市下水道条例の一部を改正する条例

狛江市下水道条例（昭和46年条例第51号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
（構造の技術上の基準） 第 3 条 法第 7 条第 3 項に規定する公共下水道の排水施設（これを補完する施設を含む。以下「公共下水道の排水施設」という。）の構造の技術上の基準は、次のとおりとする。 （1）～（10） （略）	（構造の技術上の基準） 第 3 条 法第 7 条第 2 項に規定する公共下水道の排水施設（これを補完する施設を含む。以下「公共下水道の排水施設」という。）の構造の技術上の基準は、次のとおりとする。 （1）～（10） （略）

付 則

この条例は、下水道法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第65号）附則第 1 条本文に定める日から施行する。

提案理由

下水道法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第65号）の公布に伴う所要の改正を行うため。

認定第 1 号

令和 7 年度狛江市一般会計決算の認定について

上記の議案を別冊のとおり提出する。

令和 8 年 8 月 26 日

報告者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第 3 項の規定による。

認定第 2 号

令和 7 年度狛江市国民健康保険特別会計決算の認定について

上記の議案を別冊のとおり提出する。

令和 8 年 8 月 26 日

報告者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第 3 項の規定による。

認定第 3 号

令和 7 年度狛江市後期高齢者医療特別会計決算の認定について

上記の議案を別冊のとおり提出する。

令和 8 年 8 月 26 日

報告者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第 3 項の規定による。

認定第 4 号

令和 7 年度狛江市介護保険特別会計決算の認定について

上記の議案を別冊のとおり提出する。

令和 8 年 8 月 26 日

報告者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第 3 項の規定による。

認定第 5 号

令和 7 年度狛江市駐車場事業特別会計決算の認定について

上記の議案を別冊のとおり提出する。

令和 8 年 8 月 26 日

報告者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第 3 項の規定による。

認定第 6 号

令和 7 年度狛江市下水道事業会計利益剰余金の処分及び決算の認定について

上記の議案を別冊のとおり提出する。

令和 8 年 8 月 26 日

報告者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第 4 項及び第32条第 2 項の規定による。